

春日井市防災行政無線局取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市防災行政無線局運用管理規程に基づき、無線通信の運用方法及び無線局の維持管理の方法について必要な事項を定める。

(無線局の種類)

第2条 この要綱に定める無線局の種類は、移動無線とする。

(無線局使用上の原則)

第3条 この無線局を使用する者は、次のことに留意しなければならない。

- (1) 電波法を遵守するとともに、無線管理者の指示に従わなければならない。
- (2) 市における防災及び行政に関する通信以外の通信を行ってはならない。ただし、電波法(昭和25年法律第131号)第52条に掲げる緊急通信、非常通信等を行う必要のある場合はこの限りでない。
- (3) 通信にあたっては、できるだけ簡潔、明瞭に行うよう心がけるとともに粗暴又は下品にわたる用語等を使用してはならない。

(移動無線の通信方法)

第4条 移動無線による通信は、次の方法によるものとする。

(1) 通話の方法

通話は次の方法により行う。

- ア 通話の送信は、無線用マイクロホン又は制御器の送信ボタンを押して行う。
- イ 連絡設定時には「呼出名称」を使用する。
- ウ 通話はすべて片通話方式で行う。

(2) 呼出、応答の要領

呼出、応答の要領は原則として次に掲げる用語を順次送信して行うものとする。

- ア 呼出の場合 (ア) 相手局の呼出名称 3回以下

	(イ) こちらは	1回
	(ウ) 自局の呼出名称	3回以下
	(エ) どうぞ	1回
イ 応答の場合	(ア) 相手局の呼出名称	3回以下
	(イ) こちらは	1回
	(ウ) 自局の呼出名称	1回
	(エ) 感度良好（又は、感度不良でメリット2、試験電波を送ってください）	1回
	(オ) どうぞ	1回

(3) 感度等の表現

感度又は明瞭度の表現は、できるだけ次のメリット法を使用しなければならない。

「メリット1」 雑音が多く（又は音声小さく）ほとんど聞きとれない。
（実用不可）

「メリット2」 雑音が大きいが（又は音声小さいが）微かに聞きとれる。
（実用不可と解すること）

「メリット3」 かなり雑音が入るが（又は多少音声小さいが）大体聞きとれる。

「メリット4」 多少雑音が混じるが、支障なく聞き取れる。

「メリット5」 雑音等全く無く、極めて良好に聞きとれる。

(4) 移動局の運用

ア 移動局は、業務等のため出勤した場合には、運行開始後速やかに無線を開局し、その後も特別な理由のない限り開局を続けるとともに、基地局に対し現在地報告等の通話を行うなどして、常に通信可能な状態を維持しているよう努めなければならない。

イ 移動局が無線を閉局しようとするときは、その旨を基地局へ報告しな

なければならない。

(試験電波発射の方法)

第5条 無線局が試験電波を発射するときは、原則として次の用語及び方法によらなければならない。

- (1) ただいま試験中 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回

1分間聴取を行い、他の無線から停止の要求がない場合に限り、次の事項を送信する。

- (4) 「本日は晴天なり」の連続
- (5) 局の呼出名称 1回

2 電波発射中の注意

「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出名称の送信は、必要ある場合を除き10秒間を超えてはならない。

(機器等の日常点検)

第6条 通信担当者は、日常次に掲げる事項を励行し、適正無線局の運用を維持するよう努めなければならない。

- (1) 無線機は、毎日1回試験通信を行い、動作状態を確かめること。
- (2) 機器周辺の防水、防塵に留意し、毎月1回の無線機の点検及び清掃を行うこと。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。